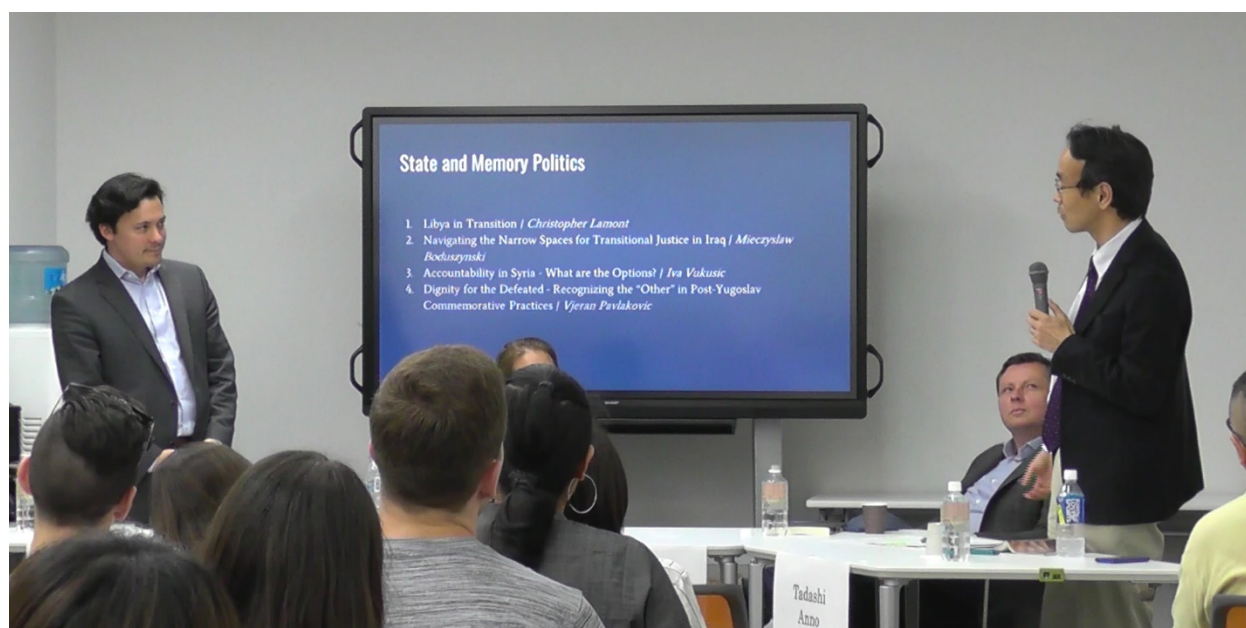


上智大学国際関係研究所主催セミナー

# 『移行期正義における新たなスペースを求めて： ジェンダー、アート、記憶の役割』

## 実施報告

(2019年5月23日 於上智大学四谷キャンパス国際関係研究所)



講演者 クリストファー・ラモント(東京国際大学)

アルノー・クルゼ (Montclair State University, New Jersey)

ミチェスラフ・ボドゥシンスキー (Pomona College, California)

モデレーター 安野正士(国際関係研究所)

要約:Nico Mira

翻訳：安野正士

本セミナーは、講演者三人が参加して出版された「移行期正義」に関する書籍：*New Critical Spaces in Transitional Justice: Gender, Art and Memory* (Indianapolis: Indiana University Press, 2019)の出版を記念し、共同編集者2人(ラumont、クルゼ)と執筆者1名(ボドゥシンスキー)が参加して開かれた。

最初にモデレーターから、移行期正義の概念と、それが解決しようとする問題は何かに  
ついて簡単な説明があった。すなわち移行期正義とは、独裁政権や内戦等の紛争を経験  
し、人権抑圧その他非人道的行為が行われた国・地域で、そうした犯罪的行為に何らか  
の結末をつけることを通じて平和の回復、社会正義等の目的を達成しようとする活動で  
あるが、犯罪者とその犠牲者(およびその家族)の共存をどのように可能にすべきなの  
か。いかにして過去の問題に解決をもたらし、人々の活動を建設的な方向に向けていく  
のか。どうやって、社会を麻痺させることなく過去の不正を正すのか、といった難しい  
問題を抱えている。

これに続いてラumont教授から、本の背景にある考えについての説明があった。移行期  
正義の問題は主に三つの学問分野で扱われてきた。すなわち、政治学・社会学・法学で  
ある。このうち政治学的なアプローチは、移行期正義における様々な結果の相違(裁判  
が行われるのか、真実委員会方式か、裁判ではだれが訴追され、だれがそれを免れるの  
か)の説明に関心の焦点としており、説明変数としては主に権力関係と制度枠組みが用  
いられる。社会的アプローチでは、移行期正義の望ましい結果として何らかの「和  
解」に関心の焦点となる。一方、法学的アプローチでは、体制の転換により旧法秩序が  
新しい法秩序に転換することに伴う問題が扱われる。例えば、旧体制下で警察官として  
民衆抑圧に携わった人物を、新体制下の法によって遡及的に裁くことはできるか、ある  
いはまた、「犯罪者」が多すぎて全員を裁くことが不可能な場合にどうするのか、とい  
うような問題だ。これら三つのアプローチにはそれぞれ強みとともに弱点もある。そこ  
で著者たちは、これまでの移行期正義研究に何が欠けているのか、と問い、移行期正義  
における「新たなスペース」の問題に焦点を合わせることにした。

引き続き共同編集者の一人であるクルゼ教授が、「新たなスペース」が何を意味するか  
について敷衍して説明した。その要点は、多くの当事者・参加者、特にそれまで排除さ  
れ、周辺化されてきたような当事者が声をあげることができるようなスペースを確保す

ることである。国連は移行期正義において「正義を通じた平和」といったアプローチを支持しているが、これは何が真実であり、従って何が正義であるかということについての見方がさまざまであるため、あまり現実的ではない。これに対して、「新たなスペース」とは、集権的な上からのアプローチよりも「下から」のその地域に根差したアプローチを意味し、多くの当事者・参加者、ことに周辺化されてきた当事者が声をあげられるスペースを、言説の上でも物理的にも確保することを指すという。続いて教授は「スペース」の他、ジェンダーと記憶の問題が多くの章で重要なテーマになっていることを指摘、いくつかの章の例を挙げた。

ラumont教授は本の取り上げるもう一つのテーマになっている「記憶」の問題について、ドイツとコロンビアの例を引いて説明した。記憶のためのスペースを作り出す場合、様々な当事者、参加者を包摂することが大切であることを論じた。

クルゼ教授は国連の「正義を通じた平和」アプローチにおいて、移行期正義が基本的に国内的なプロセスとしてとらえられ、国際的関与の可能性が小さく見られていることを指摘し、国内で「勝者の正義」が行われることは望ましくない、と指摘した。そのうえで、簡単ではないが移行期正義のプロセス自体を民主化することが大切だ、と述べた。

事例研究に移って、ボドゥシンスキー教授は、米国外交官としてイラク(バスラ)に一年滞在した経験をもとに、イラクにおける移行期正義の問題について語った。ボドゥシンスキー教授は、イラクのように戦争の上に戦争、内戦が幾重にも折り重なり、しかも現在政府の影響力が弱い国では、移行期正義は大いに必要とされているが、同時に多くの困難に直面している、と論じた。こうした状況では、まず権威ある、腐敗していない政府を樹立して、治安を確立することが先決で、それがなければ「新たなスペース」について語ることはできても実効性はない。イラクでは移行期正義の試みについて、少なくとも二つの失敗例がある。一つは「脱バース党化」キャンペーンであり、もう一つはサダム・フセインの裁判と処刑である。バース党は旧ソ連圏の共産党のごとく、一党支配を行っていた政党であり、かつてイラクのエリートは出世など有利な面があるので黨員になる人が多かった。イラク戦争後米国が新たなイラクの建設において、かつての人権侵害に責任のあるバース党を新イラクのエリートから外そうと考えたのは理解できるが、様々な技能や能力を持つエリートを排除したことで有能な人材を失ったことは否定できず、個人の行動にかかわらずバース党関係者すべてを追放したのは移行期正義とし

て失敗であった。フセインはイラクの独裁者として恐ろしい犯罪行為を行った人物だが、アメリカの支持のもとで彼を裁いたイラクの特別法廷は、手続き面、彼を処刑した点、また彼の遺体の扱いをめぐって批判にさらされた。多くの人はこの裁判を、正義の実現というよりは見せしめの要素が強いものと見た。ボドゥシンスキー教授は、イラクの人々との会話から、イラクの人々が求めているのは効率的な政府のもとで、普通の生活が送れるようになることであることを実感した、と述べた。従って、自分としては、イラクの状況を改善するうえでは、きちんと仕事をする政府をつくることが先決であり、特に司法や警察システムが重要であり、またスンニ派のように、サダム以後のイラクで周辺化されてきた集団をきちんと取り込んで国づくりを進めていくことが不可欠だと考えている、と論じた。

引き続きラumont教授がチュニジアの事例について語った。ボドゥシンスキー教授が移行期正義や社会安定のためにはまずしっかりした政府が必要だ、というマクロ的な視点を提示したのに対し、チュニジアに関するラumont教授の章はよりミクロ的なアプローチをとり、具体的にはアブ・サリーム監獄という具体的な場所に焦点を当てている。1990年代アル・カーイダと連携する武装グループ、「リビア・イスラム戦闘団」がカダフィ体制を転覆しようとして試みたため、そのメンバーは政治犯となってアブ・サリーム監獄に収監された。囚人が1996年、待遇改善を求めてストライキを起こしたところ、当局は譲歩すると見せて、参加者を大量に処刑した。その数は1200-1600人といわれる。この虐殺の犠牲者のためにたたかっている弁護士が2011年当局に拘束されたことは、カダフィ体制に対する抗議活動を再燃させた。この例が示すのは、移行期正義の問題は旧体制下ですでに始まっている場合があることである。また、アブ・サリーム監獄の事例は誰が犠牲者なのか、その定義の困難さを示している。つまり、体制側に処刑された人々なのか、収監されていた人すべてなのか。また、収監されていた人々がテロリストとみられていることも、この問題を複雑なものにしている、とラumont教授は論じた。

最後にクルゼ教授がチュニジアの事例について報告した。チュニジアはいわゆるアラブの春において、民主化を実際に成し遂げた唯一の国である。2011年春にベン・アリー体制を転覆するにあたり大きな役割を果たしたのは若者であり、そのなかには犠牲者も生じたが、彼らは移行期正義の過程からはしばしば排除されていた。社会的和解を達成する試みは行われたものの、時間がかかりすぎ、すべての被害者を対象とせず、だれが

受益したのか不明確である、といった問題があった。しかし全般的に見ればチュニジアの事例は、周辺化されてきたグループを含めて、多くの人々の声を取り込んで行われた移行期正義の成功例とみなすことができる。その中で、アートが果たした役割も注目すべきもので、例えば若者が反対派指導者の殺害に抗議して行った「フラッシュモブ」(インターネット等を通じて予め申し合わせた人々が公共の場に集まり、前触れなく突然演奏やダンスなどを行い、周囲の関心を引いたのち解散する行為)ダンス「ハーレム・シェイク」や、チュニジア南部のジェルバ島で行われた、「グラフィティ・アート」の祭典を通じて観光客を呼び込み、その利益を地元のインフラ再建のために使った事例などが挙げられる。こうした事例は、真実委員会や裁判などの移行期正義の標準的プロセスに代わるものではないが、それを補完する作用を果たした、とクルゼ教授は論じた。

講演の後、質疑応答の時間が設けられたが、そのハイライトは以下の通り。

問：移行期正義において、様々な当事者の声を聴くことが重要だというが、当事者の事実認識が偏っていない保証はどこにあるのか。プロセスをオープンにすることで、かえって移行期正義が私的な復讐の機会になってしまう危険があるのではないか。

答：(ラumont) 移行期正義の過程において、政府の行うことと社会の側から起こってくる「下から」のプロセスを相互に排他的なものとする必要はない。特に、政府の側が移行期正義の過程を独占し、支配的な物語を作り上げようとする場合、このプロセスをもっと開かれたものにし、多くの声を取り入れたより包摂的なものとするのが重要となる。政府は様々な情報を持っており、その意味で特別の位置を占めるのは確かだが、政府がその他の当事者に比べて、移行期正義の実現者としてより信頼できるとはいえない。従って、多くの参加者が自らの声をあげられるような開かれたプロセスが重要だ。

問：移行期正義のような問題において、国際社会、特に日本政府が消極的な態度をとっているように見えるが、それはなぜなのか。

答：(ラモント) 日本は、国際刑事裁判所に対して多くの予算拠出を行っているが、カンボジアやミャンマーなど、アジア地域の移行期正義の問題については「現実的」で慎重な立場をとっているように見える。日本にとって移行期正義の原体験ともいえるのは東京裁判だが、この裁判での米国の立場は、国際政治上の状況が変化するにつれて大きく変化していった。こうしたことも、国際社会における「正義」の問題に関する日本のアプローチに影響しているのかもしれない。

問：パレスチナやクルディスタンなど、国家を持たない民族にとっての移行期正義をどう考えるべきか。

答：(ボドゥシンスキー) クルド人について言えば、彼らにとっては独立の達成こそが最大の「移行期正義」になると考えている。しかし、この問題に関する国際社会の関心は高くなく、独立が達成される可能性は低いだろう。

答：(クルゼ) パレスチナにかんしては、地域共同体やそこに生きる若者のエンパワーメントのプロセスが重要である。

答：(ラモント) 国際法は基本的に国家間の関係を律する法ということになっており、自らの国家を持たない民族にとっては不利な状況になっている。そうした場合、過去の不正に関する議論自体が「移行期正義」の重要な要素となりうる。例えば北米における先住民族の土地の略奪に関して設置された「真実委員会」などがその事例である。

最後にモデレーターから「人間はその歴史を通じて正義とは何かについて争ってきたが、この問題について合意を得るのは非常に困難であり、特に移行期正義の問題においては、正義とは何かを判定する枠組み自体が揺らいでいる中で行われるという性質上、非常に難しい問題を含むものだが、そうであるがゆえにこそ、取り組む意味があり、また様々なアプローチを検討してみる価値があるのではないか」とのコメントがあり、イベントは成功裏に終了した。